◎労働者協同組合法

(令和二年一二月一一日法律第七八号)(衆)

一、提案理由(令和二年一一月一八日・衆議院厚生労働委員会)

○桝屋議員 ただいま議題となりました労働者協同組合法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

本日、この場で趣旨説明をさせていただくこと、改めて、委員長、各党の理事の先生 方に深く深く感謝を申し上げながら、説明をさせていただきます。

さて、我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされております。

これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな 生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、状況に応じてNPOや企業組合といっ た法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しておられます。

しかし、これら既存の法人格の枠組みのもとでは、出資ができない、営利法人である、 財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現し つつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められております。

そこで、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員みずからが事業に従事することを基本原理とする新たな組合を創設することとした次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一に、労働者協同組合の目的は、組合員が出資し、事業を行うに当たり組合員の意 見を適切に反映し、組合員が組合の行う事業に従事するという基本原理に従い事業が行 われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとしております。

第二に、労働者協同組合の要件は、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること、組合員との間で労働契約を締結すること、組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること、剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこととしております。

第三に、労働者協同組合の運営の原則は、営利を目的として事業を行ってはならない こと、特定の政党のために利用してはならないことなどとしております。

第四に、労働者協同組合の設立は、行政庁による認可等を必要とせず、法律に定めた 要件を満たせば法人格が付与される準則主義によることとしております。

第五に、労働者協同組合の管理、解散及び清算並びに合併、労働者協同組合連合会、 行政庁による監督などの規定を整備しております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内 において政令で定める日から施行することとしております。 以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。 何とぞ、何とぞ御賛同いただきますようにお願いを申し上げます。 ありがとうございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(令和二年一一月二四日)

○とかしきなおみ君 ただいま議題となりました労働者協同組合法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員みずからが事業に従事することを基本原理とする組織を通じて地域において多様な需要に応じて事業が行われることを促進する観点から、当該組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めようとするものであります。

本案は、第二百一回国会に提出され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る十一月十八日提出者桝屋敬悟君から趣旨の説明を聴取し、二十日に質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のと おり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(令和二年一二月四日)

〇小川克巳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする労働者協同組合を法制化し、当該組合に関し、設立、管理その他必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員篠原孝君より趣旨説明を聴取した後、法制化の意義、事業に従事する組合員の労働者性の担保、組合が行う事業の内容等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。